

引の取引情報に係る電磁的記録の保存)のい
ずれか」とする。

4 次に掲げる国税関係帳簿であつて財務省令で
定めるものに係る電磁的記録の備付け及び保存
又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記
録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保
存が、国税の納税義務の適正な履行に資するも
のとして財務省令で定める要件を満たしている
場合における当該電磁的記録又は当該電子計算
機出力マイクロフィルム(政令で定める日以後
引き続き当該要件を満たしてこれらの備付け及
び保存が行われているものに限る。以下この項
において同じ。)に記録された事項に關し国税
通則法第十九条第三項(修正申告)に規定する
修正申告書(次項において「修正申告書」とい
う。)の提出又は同法第二十四条(更正)若し
くは第二十六条(再更正)の規定による更正
(次項において「更正」という。)(以下この項
において「修正申告等」という。)があつた場
合において、同法第六十五条(過少申告加算
税)の規定の適用があるときは、同条の過少申
告加算税の額は、同条の規定にかかわらず、同
条の規定により計算した金額から当該過少申告
加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その
税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申
告等の基因となる当該電磁的記録又は当該電子
計算機出力マイクロフィルムに記録された事項
に係るもの以外のもの(以下この項において
「電磁的記録等に記録された事項に係るもの以
外の事実」という。)があるときは、当該電磁
的記録等に記録された事項に係るもの以外の事
実に基づく税額として政令で定めるところによ
り計算した金額を控除した税額)に百分の五の
割合を乗じて計算した金額を控除した金額とす
る。ただし、その税額の計算の基礎となるべき
事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるとき
は、この限りでない。

一 第四条第一項の規定により国税関係帳簿に
係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当
該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えてい
る保存義務者の当該国税関係帳簿

二 第五条第一項又は第三項の規定により国税
関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該
電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィル
ムによる保存をもつて当該国税関係帳簿の備
付け及び保存に代えている保存義務者の当該
国税関係帳簿

5 第四条第三項前段に規定する財務省令で定め
るところに従つて保存が行われている同項に規
定する国税関係書類に係る電磁的記録若しくは
同項後段の規定により保存が行われている当該
電磁的記録又は前条の保存義務者により行われ
た電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録
された事項に關し国税通則法第十八条第二項
(期限後申告)に規定する期限後申告書若しく
は修正申告書の提出、更正若しくは同法第二十
五条(決定)の規定による決定又は納税の告知
(同法第三十六条第一項(第二号に係る部分に
限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知
をいう。以下この項において同じ。)若しくは
納税の告知を受けることなくされた納付(以下
この項において「期限後申告等」という。)が
あつた場合において、同法第六十八条第一項か
ら第三項まで(重加算税)の規定に該当すると
きは、同条第一項から第三項までの重加算税の
額は、これらの規定にかかわらず、これらの規
定により計算した金額に、これらの規定に規定
する基礎となるべき税額(その税額の計算の基
礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因と
なるこれらの電磁的記録に記録された事項に係
るもの(隠蔽し、又は仮装された事実に係るも
の)に限る。以下この項において「電磁的記録に
記録された事項に係る事実」という。)以外の
ものがあるときは、当該電磁的記録に記録され
た事項に係る事実に基づく税額として政令で定
めるところにより計算した金額に限る。)に百
分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した
金額とする。

6 前二項に定めるもののほか、これらの規定の
適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、平成十年七月一日から施行す
る。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。)から一年を経過する日までの間における
第六条第一項、第二項及び第五項第三号(これ
らの規定を第九条において準用する場合を含む
。)の規定の適用については、第六条第一項
及び第二項中「三月前」とあるのは「五月前」
と、「六月」とあるのは「八月」と、同条第五
項第三号中「三月」とあるのは「五月」とす
る。

3 第十条の規定は、施行日以後に行う取引情報
の授受について適用する。

附則(平成十一年二月二日法律第
一六〇号)抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二
十四号第二項、第千三百二十六号第二項及び
第千三百四十四号の規定、公布の日

附則(平成十二年五月三十一日法律第九
七号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という。)から施行する。

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規
定にあっては、当該規定)の施行前に改正前の
それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以
下この条において同じ。)の規定によつてした
処分、手続その他の行為であつて、改正後のそ
れぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、
この附則に別段の定めがあるものを除き、
改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつて
したものとみなす。

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規
定にあっては、当該規定)の施行前にした行為
及びこの附則の規定によりなお従前の例による
こととされる場合におけるこの法律の施行後に
した行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

第六十七号 抄
第六十七号 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で
定める。

附則(平成一四年七月三日法律第七九
号)抄

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施
行する。

附則(平成一四年二月一日法律第
一五二号)抄

第一条 この法律は、行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律
第百五十一号)の施行の日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年三月三十一日法律第一
四号)抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 四 略

五 次に掲げる規定 信託業法(平成十六年法
律第百五十四号)の施行の日

イ 略

ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定、同
法第二条第三十一号の四から第三十四号ま
で及び第四十一号の改正規定、同法第四条
の改正規定、同法第十条の二の改正規定、
同法第十五条の三の改正規定、同法第二十
三条の改正規定、同法第八十二条の十七の
改正規定、同法第九十三条第二項第二号の
改正規定、同法第九十八条の改正規定、
同法第一百四十五条の五の改正規定、同法第
三編第三章第二節中第四百四十五条の四を第
百四十五条の十一とする改正規定、同章第
一節中第四百四十五条の三を第四百四十五
条の十とし、第四百四十五条の二を第四百四
五の九とする改正規定、同編第二章の次に一
章を加える改正規定、同法第四百四十六
条の改正規定、同法第四百四十七号の改正
規定、同法第四百四十八号の二の改正規定、
同法第四百四十九号の改正規定、同法第
百五十九号の改正規定、同法第六十号の
改正規定、同法第六十二号の改正規定並び
に同法附則第二十条の改正規定並びに附
則第六十条の規定

用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項又は第二項の申請書については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第百十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年五月三十一日法律第一六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第八八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 次に掲げる規定 令和四年四月一日
- イからルまで 略
- ヲ 第二十一条の規定

（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）
第十四條 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定（附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）、第四条の規定（同号ハに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）、第十三条の規定（同号ヘに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の国税通則法、第十四条の規定（同号トに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の国税徴収法、第十六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「四年新措置法」という。）、第二十一条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年新震災特例法」という。）、及び第三十条の規定（同号ネに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の所得税法等の一部を改正する法律、法人（人格のない社団等を含む。次項及び附則第二十二條にお

て同じ。）の令和四年四月一日以後に開始する事業年度（第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）、第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下附則第三十二条までにおいて「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第三十二条までにおいて同じ。）が同日前に開始した事業年度（以下この条において「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び同日以後を開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

別段の定めがあるものを除き、法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三十七条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）に対する法人税並びに法人の同日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、旧法人税法、第四条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）、第十三条の規定による改正前の国税通則法、第十四条の規定による改正前の国税徴収法、第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「四年旧措置法」という。）、第十七条の規定（附則第一条第五号又に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定（同号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年旧震災特例法」という。）、及び第三十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。

（政令への委任）
第七十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年三月三十一日法律第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 次に掲げる規定 令和四年一月一日
- イからトまで 略
- チ 第十二条の規定及び附則第八十二条の規定

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第八十二條 第十二条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下この条において「新電子帳簿保存法」という。）、第四条第一項及び第五条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する新電子帳簿保存法第四条第一項に規定する国税関係帳簿（特定国税関係帳簿を除く。）について適用し、同日前に備付けを開始した国税関係帳簿（特定国税関係帳簿を含む。）については、なお従前の例による。

2 新電子帳簿保存法第四条第二項及び第五条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる国税関係書類（特定国税関係書類を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた国税関係書類（特定国税関係書類を含む。）については、なお従前の例による。

3 新電子帳簿保存法第四条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項に規定する国税関係書類（特例特定国税関係書類を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた第十二条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下この条において「旧電子帳簿保存法」という。）、第四条第三項に規定する国税関係書類（特例特定国税関係書類を含む。）については、なお従前の例による。

4 新電子帳簿保存法第五条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項の

国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録（特定電磁的記録を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録（特定電磁的記録を含む。）については、なお従前の例による。

5 前各項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定国税関係帳簿 附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿
- 二 特定国税関係書類 附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第二項又は第五条第二項のいずれかの承認を受けている国税関係書類
- 三 特例特定国税関係書類 附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている同項に規定する国税関係書類
- 四 特定電磁的記録 附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第五条第三項の承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録

6 新電子帳簿保存法第七条の規定は、令和四年一月一日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

7 新電子帳簿保存法第八条第四項の規定は、令和四年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む。同法第六十一条第一項第二号に規定する選付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。次項において「法定申告期限」という。）が到来する国税について適用する。この場合において、旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項のいずれかの承認を受けている新電子帳簿保存法第八条第四項に規定する財務省令で定める国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力ファイルは、同項に規定する財務省令で定める要件を満たして備付け及び保存が行われている同項各号に掲げる国税関係帳簿であつて財務省令で定めるものに係る電磁的記録又は電子計算機出力ファイルとみなす。

8 新電子帳簿保存法第八条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に法定申告期限（国税通則

法第二条第七号に規定する法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む。同法第六十一条第一項第二号に規定する選付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。次項において「法定申告期限」という。）が到来する国税について適用する。この場合において、旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項のいずれかの承認を受けている新電子帳簿保存法第八条第四項に規定する財務省令で定める国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力ファイルは、同項に規定する財務省令で定める要件を満たして備付け及び保存が行われている同項各号に掲げる国税関係帳簿であつて財務省令で定めるものに係る電磁的記録又は電子計算機出力ファイルとみなす。

法第六十八条第三項又は第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税については同法第二条第八号に規定する法定納期限とし、国税に関する法律の規定により当該法定納期限とみなされる期限を含む。）が到来する国税について適用する。この場合において、旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録は、新電子帳簿保存法第四条第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録と、旧電子帳簿保存法第十条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録（当該保存義務者が同条ただし書の規定により当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロファイルを保存する場合における当該電磁的記録を除く。）は、新電子帳簿保存法第七条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録と、それぞれみなす。

（政令への委任）

第三百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。